

吸収分割に関する事後備置書類
(吸収分割に係る事後開示事項)

2024年2月1日

株式会社ガイアックス

スナップマート株式会社

吸収分割に係る事後開示書面

2024年2月1日

東京都千代田区平河町二丁目5番3号
株式会社ガイアックス
代表執行役 上田裕司

東京都千代田区平河町二丁目5番3号
スナップマーケット株式会社
代表取締役 中村真奈

株式会社ガイアックス（以下「分割会社」といいます。）及びスナップマーケット株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、分割会社と承継会社との間で締結した2023年11月17日付吸収分割契約書に基づき、2024年2月1日を効力発生日として、分割会社のジェニックラボ事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

つきましては、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づき、次のとおり開示いたします。

1 本件吸収分割が効力を生じた日

2024年2月1日

2 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続及び会社法第785条の規定による手続の経過

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第787条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第787条第1項第2号に該当する新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(3) 会社法第789条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、2023年12月25日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。異議申定期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、分割会社の 100%子会社であることから、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2023 年 12 月 25 日付の官報により債権者に対して公告を行うとともに、同月 21 日付で知れたる債権者に対して各別の催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2024 年 2 月 1 日をもって、分割会社から、本事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継しました。本件吸収分割により承継会社が分割会社より承継した資産及び負債の額は、それぞれ 16 百万円（概算値）、10 百万円（概算値）です。

5 本件吸収分割の変更の登記をした日

2024 年 2 月 12 日（予定）

6 その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上